

14.21

792

14.21-792



1200501163608

積雪地方農村經濟
調査所報告第二九號

小作事情に關する調査

(岩手縣下閉伊郡安家村)

同所編



始



14.2

792

積雪地方農村經濟調査所
報告 第二十九號

昭和十四年三月

小作事情に關する調査

(岩手縣下閉伊郡安家村)

積雪地方農村經濟調査所

目次

緒言	一
第一 安家村土地人口概観	二
第二 名子制度	四
一 一般的事情	四
二 名子の成因	六
三 旦那と名子の數	七
四 關係面積及小作料	一
五 名子と旦那との關係の内容	二
第三 刈分小作	九
一 意義、現勢	九
二 刈分小作の内容	二
三 刈分小作の長短及趨勢	三



小作事情に關する調査

— 岩手縣下閉伊郡安家村 —

緒言

岩手縣の北部より青森縣に連なる諸郡一帯は東北地方を地域的に見る場合農業上は勿論其他一般經濟文化の發達程度に於て明瞭に他と區分する事が出来る。例へば農業に就いて云へば、水田面積に乏しく畑作が専ら行はれ、其の經營方法の拙劣は農家經濟を著しく薄弱なものにしてゐる外、社會制度の上にも封建時代の遺制が残存して其の文化水準が極めて低くなつてゐることである。

これは此の地方が地理的に日本の北に偏してゐること、又地形的には山岳多き爲、産業發展の餘地を與へない事に起因する。文化輸入の動脈たる交通線は重疊たる山岳に阻まれて遅々として進まず又冷害、雪害等の災厄の來襲により十年三回位の凶作は此地方では取らぬと珍らしくないのである。かかる自然的條件の制約下にある本地方が地域的に他地方と區分され又住民の生活が一般に劣悪な状態にあることは怪しむに足りない。

更に此の地方を特徴付けてゐる封建的遺制たる名子制度、刈分小作等が今尙支配的に残存してゐることはこの自然的條件と相俟つて諸種の問題を提供してゐる。例へば當地方の疲弊の原因は自然的、技術的原因によるものであるか又は社會的經濟的原因に基づくものであるか等によつて其の對策の樹立も異なつて來なければならぬ、と云ふが如きである。

本調査で選んだ村は岩手縣下閉伊郡安家村である。安家村は前記の如き自然的條件と社會的條件を備へた純然たる畑作山村である。此の村に於ける小作事情主として名子制度及刈分小作に就いて其の概要を知らんとしたのが本調査の目的である。尙本調査は本所が安家村に於いて行つた畑作山村調査書——農家經濟調査、畑作に關する調査、製炭事情調査、産牛經濟に關する調査、貨幣經濟に關する調査——の一部をなすもので何づれも昭和十三年八月上旬に調査したものである。

第一 安家村土地人口概観

一、地目別面積

地目	面積	百分比
全面積	15,857.7	100.0
官有地	13,399.6	84.5
民有地	2,458.1	15.5
山林	1,291.5	8.1
原野	809.2	5.1
耕地	341.9	2.2
宅地	14.5	0.1
其他	1.1	—

地目別に見た安家村の土地面積は上表(一)の通りである。上表によつて國有林が壓倒的地位にあり總面積の八五%を占む。

耕地面積は豪帳面では三四一町となつてゐるも此の中には既に荒廢した切替畑、焼畑が加算されたもので現在耕作されてゐる耕地は僅かに一七五・八町に過ぎない。而してこれは悉く畑地である。

安家村の人口は昭和十年の國勢調査で一、五一四人である、一戸平均六・三人に當る。農家戸数は總數の略九〇%を占め純粹の農村と謂へる。

昭和十一年の職業別戸数は上表(二)の通りであるが本調査に於ける農家戸数は總數一九〇戸となつてゐる。○戸となつてゐる。

耕地面積一七五・八町に對する農家戸數一九〇戸は一戸當り耕地面積九段三畝に當る。收益の乏しい畑作經營に於いて九段三畝は文字通りの猫額と云つてよい。かゝる基礎條件の

二、職業別戸數

職業	戸數	%
總戸數	234	100.0
農業	208	88.8
商業	14	6.0
工業	1	0.4
其他	11	4.8

制約を受ける本村の農業事情乃至は社會關係が想像される。

昭和十三年九月一日の調査では自小作地別面積及自小作別農家戸數は次表の通りなつてゐる。

三、自小作別農家戸數及面積

農家戸數	地目				計	面積		
	地主	自作	自小作	小作		自作地	小作地	計
2	2	90	24	78	208	97.6	77.1	175.4

自作農家と小作農家は略相半し自作地は小作地より幾分多くなつてゐる。本村には二戸の大地主がありこれが村經濟の全面に決定的な役割を演じてゐることは注目してよい。

次に耕地廣狹別所有戸數を見るに全然耕地と所有せざるものが六二戸、五反以上一町未満の農家は一〇三戸となつてゐる。

四、耕地所有者戸數

戸數	無所有						計
	5段以下	5段以上	1町以上	1.5町以上	2町以上		
62	12	52	51	7	6	190	

従つて一町未満の耕地所有農家及無所有農家は總數の九三%に當る、二人の大地主の所有耕地は全耕地の一八%を占む。

第二 名子制度

四

一、一般的事情

安家村で名子と云ふは地主且那（地主を且那と云ふ）より家、屋敷を始め畑、山林、採草地等の生産手段のすべてを借り受け其の小作料として名子より一定の労働（人夫又は雇ひと云ふ）を且那の需めに應じ隨時提供し或は労働の代りに一定の貨幣（下げ金と云ふ）を納入し又労働と貨幣の兩者を併せ提供してゐる一群の隷屬的小作人の稱である。

畑、山林、採草地等のみでなく家、屋敷まで且那より借り受けてゐることが名子たる所以で従つて家、屋敷の貸與を受けざるものは名子と稱してゐない。

普通の小作人なら少なくとも家、屋敷に就いてのみは所有権を有するも名子の場合には自己の所有する何物もないのである。この當然の結果として且那の勢力の強大は絶対的であり小作料其他諸種の且那の要求に對して名子の意志は無視され總て且那の一方的意志によつて決定されることになるのは止むを得ない。

而して名子として一度かゝる經濟的關係におかれた以上は再び獨立して起つは殆ど不可能にして子孫代々世襲的に名子としての地位に甘んじ諸々の經濟外の強制を受け敢へて地主に隷屬しなければならぬ。

名子は一般的に保守的な氣持が強く現在の隷屬的地位を脱しようとする意欲がないようであり且那との關係を他人に口外するを好まない。これは他日且那よりの制裁を怖れるからであらうが必ずしも現在の地位に不満を抱いてゐないのではないようでもある。數年前獨立すべく故郷を後にして他へ移住した名子が三戸ある。

元來名子制度は交通不便な僻地で而も自給自足してゐた時代には村の經濟を維持開發する必要上地頭と名子は一丸となつて村の一經濟單位となり半ば自然發生的に名子關係を生じたものゝようである。

其の本質は經濟的には地頭が名子に對して畑、山林、家、屋敷等を貸與してゐる代りに名子は地頭の農業經營に要する労働の提供を行ふ兩者相互依存の關係にあつた。精神的には兩者の繋りは専ら主從的觀念によつて結合されてゐたのである。

然るに今日に於ける名子は昔時の地頭の面積農業經營、名子の提供労働、地頭名子間の精神的結合等の要素に著しく變質したことが認められる。この變質過程は本地方に残存する名子制度に共通的に觀察されることであつて安家村のみに限つたことではない。名子が生産手段の一切を所有せず又地主に隷屬してゐることは其の程度の差こそあれ昔時も今日も變りはないが外面的には從來名子の提供せるものは労働のみであつたものが今日に於いては労働が一部はそのまま、残存し一部は労働の代りに金納制に變化した。又地頭と名子の主從的觀念が漸次稀薄となつて名子は地頭の諸種の要求に對して心よく應ずるを好まず回避的となり地頭も又名子へ與へた山林伐採、日用品の貸與等從來の庇護が少なくなつて寧ろ自己の利廻打算に基いて名子關係を保持してゐると看做し得る點が觀察されるのである。

労働小作が金納制に變化したことは貨幣經濟の侵入の結果であると共に一方地主の從來の面積農業經營規模の縮小化を物語り地頭名子間の心理的結合の弛緩は時代の進運に伴ふ個人主義的思想の所産と云ふべきか。

斯く今日に於ける名子は昔時の所謂名子とは經濟的並精神的に變質したものであり従つて其の存立の意義も地主と名子が一丸となつて村全体の經濟を維持開發するものであるとは云ひ難い。地頭の經營面積の縮小された今日では最早名子の提供労働との有機的結合と云ふことは考へられず従つて名子の數も減少する傾向にあらねばならないが前述の如く兩者の關係は専ら經濟的利害のみに重點があり又總ての名子は過重な負債を有してゐる。この地主の經濟的優位性は名子を意のままに動かし自己に有利な手段（主として牛小作）を講じようとする。

斯くして名子が地主の一方的利益確保手段として存在する以上其の名子は其の数を増す程地主にとって有利であると謂はねばならず昔時の名子とは異なつた經濟的意味に於て新しい名子——が増加しつゝあると云ふことが現存する本村名子制度の一般的特質であらう。

二、名子の成因

名子の發生原因には種々あるも大体次の五種に分けられてゐるようである。(農務局調査舊南部領に於ける名子及之に類似の制度)

- (一) 武士が他より移住し來り其の地方を開發し武士の從者及其の地方の住民と主従關係を結べるもの。
- (二) 凶作飢饉等の災厄の來襲は農民を生活困難に陥れ遂に其の所有田畑、家、屋敷等を地頭に賣却し其の名子となりたるもの。
- (三) 地頭家の奉公人たる下男、下女が分家せるもの。
- (四) 名子及貧農の二男三男が分家して地頭と名子關係を結べるもの。
- (五) 他より移住し來りて地頭と名子關係を結べるもの等。

安家村に於ける名子の成因は(二)の生活困難に基くものが最も支配的である。耕地少なく凶作飢饉等の災厄の頻度多きこと、生産力の極度に低い瘠薄な土壤での農家の収益性は極めて貧弱なことは云ふまでもない。この農家經濟の破綻は遂に前貸資本への依存となりこれが延ひては土地、山林、家屋敷まで手放し名子たる地位に没落せざるを得ないことは極めて自然な勢ひと云はねばならない。

例へば名子Aは大正十年頃現金三〇〇圓を借用したものが昭和四年には元利合計八〇〇圓となり其の抵當として宅地五〇〇

坪、家屋一棟約四〇坪、畑一町五段、山林一町三段、採草地一町歩を失ひ、又名子Bは飯米等の生活必需品の借り入れが累積し大正六年には三〇〇圓の負債となり畑三段餘と家屋一棟、山林幾何かを手放したが現在其の山林の價格は八千圓なりと云ふ。かく高利貸資本の跳梁は後進地農業發展過程に於ける最も基本的性格の一であるが本村に於ける名子も又其の例に漏れない。當時は又農民の無知によつて不知々々の間に合法的に旦那より土地、山林等を取得されたものもあり極く最近に於ても自己の所有する總てを失ひ新に名子になりたるものもある。

安家村の名子の發生起源は詳でないが最も多く生じたのは明治四十年乃至大正五年頃の間なりと云ふ。

此の外成因として武士の移住せるもの、地頭家の奉公人の分家せるもの、名子及貧農の二男、三男の分家せるもの等若干あるも大部分は高利貸資本への依存の結果である。

三、旦那と名子の數

安家村の旦那として君臨してゐるのは玉澤氏一族である。玉澤家は既に二百年前より本村に土着し今日に及んであることであるが其の村に於ける政治經濟的支配力は絶大である。本家の安太郎氏を玉安、血縁の分家文吉氏を玉文と村人は通稱しこの僻村には珍しい程の屋敷を構へてゐる。兩氏とも若干の農業經營を營み又本村民の必需品たる雜穀、衣類、其他日用品、酒類を販賣し村人をして必然的に結合依存せしめてゐる。

兩氏の本村内に於ける所有耕地は三〇・六町歩にして全耕地一七三・一町歩の一八%、又本村隨一の産業たる仔牛の生産には絶對的な關係を有し全村牛飼育頭數六二六頭中二二%餘の一四〇頭を所有してゐる。其の採草地も全面積五七五、九町歩の二〇%餘に當つてゐる。

この玉澤家の外に名子を有する旦那に隣村の大地主佐藤貞次郎氏があるが玉澤氏の如く本村民とは關係が深くない。其の他

小さい旦那が数名あるが玉澤氏とは資産の程度に於て又村人との關係に於いて問題にならない。

名子は前述の如く家、屋敷を始め生産手段の總てを有しないのであるがこの無所有への進行過程にあるものが若干存在する。例へば屋敷を所有してゐるが家屋は旦那のもの、或は家屋は自己の所有なるも屋敷は旦那の所有になつてゐる如きである。かゝる農家を假に準名子と稱することにしよう、經濟的には畑、採草地等有力な生産手段の所有の有無によつて準名子が區別されるであらうが名子は習慣上家、屋敷が無いことを條件とするから其の一方を欠ぐものを準名子としたのである。安家村に於ける名子總數は五三戸でこの中純名子四四戸、準名子九戸である。

(一) 旦那別名子の數

旦那名	名子	純名子	準名子	計
玉澤安太郎氏	二戸		三戸	二四戸
玉澤文吉氏	四戸			四戸
佐藤貞次郎氏一族	四戸			四戸
其他の旦那 (一五名)	一五戸			一五戸
計	四四		九	五三

以上旦那別の名子の數は家、屋敷を所有する旦那の所屬名子であるから他の畑、採草地等の貸與を受け經濟的に實際に旦那の統制を受けてゐる名子の數とは一致しないかも知れない。

右の中玉澤安太郎氏が最も多くの名子を有し二四戸となつてゐる。後述の如く玉澤安太郎氏の名子の大部分は勞働と貨幣を

併せ提供する名子である。玉文氏及佐藤氏の名子はすべて金納(下ゲ金)で勞働提供は附隨しない。其他一、二の名子を持つ旦那が一五名内外となつてゐるが殆んど金納制である。尙名子とは稱し難いが家、屋敷、畑等悉く營林署の所有となつてゐるものが二戸あるがこれは勿論金納である。

(二) 小作料別名子數

下ゲ金(金納)のみ納入する名子	三二戸
人夫(勞働)のみ提供する名子	一
下ゲ金及人夫を併せ提供する名子	一三
下ゲ金及人夫に刈分小作の附隨する名子	四
下ゲ金に刈分小作の附隨する名子	三
刈分小作のみの名子	一
計	五一

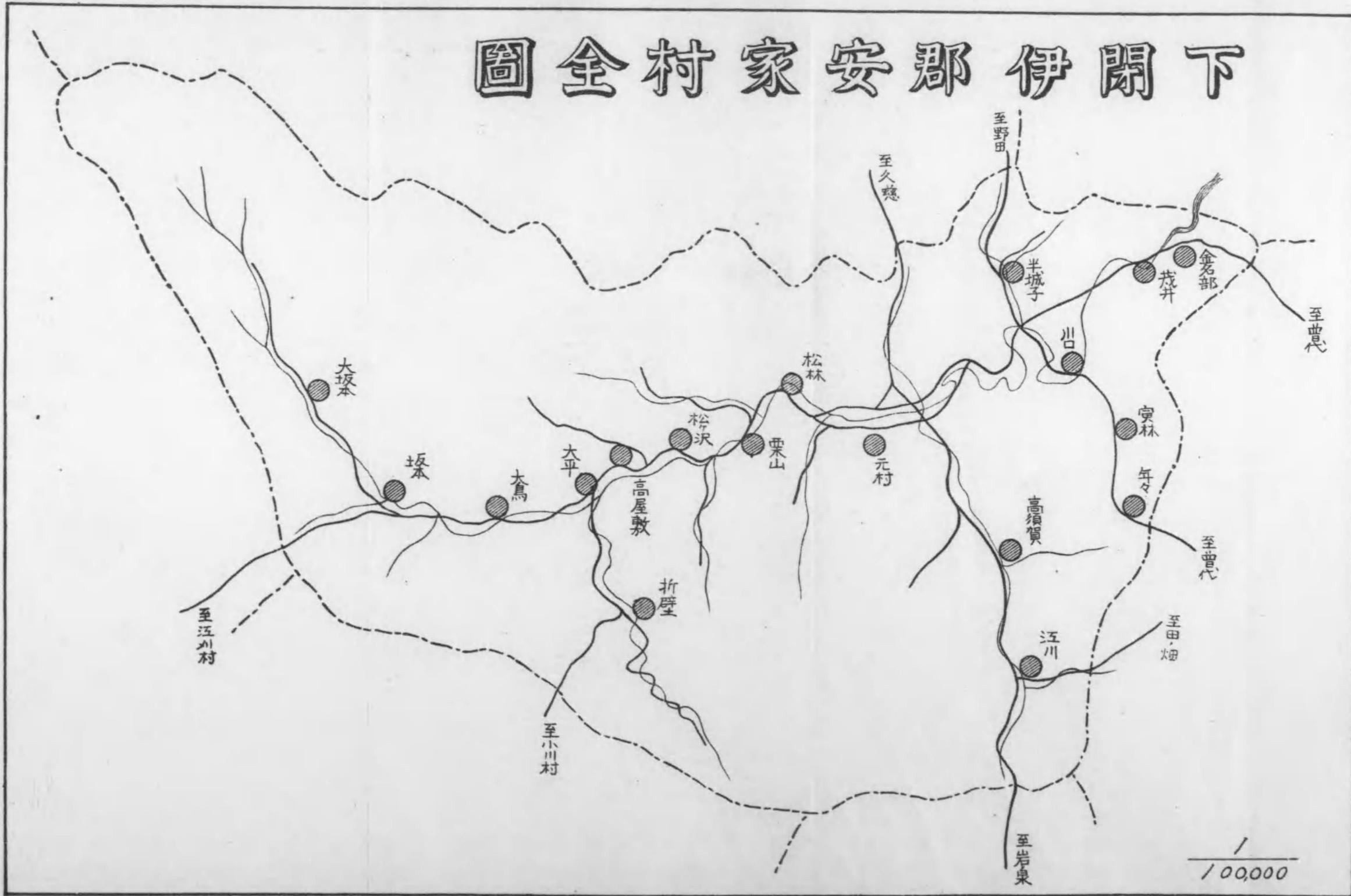
小作料別に見たる名子數は右の如く純金納制のもの最も多く三二戸で總數の約六〇%に當り人夫、刈分小作の附隨せる名子を合すると總數の九六%に當り壓倒的多數を占めてゐる。

本來の名子の型態たる勞働のみ提供の名子は僅か現在に於いては一戸に過ぎない。この名子は五十坪の宅地と一棟の家屋を貸與されてゐる代りに年八日間の勞働を提供してゐる。

純粹の刈分小作の名子は僅か一戸にして刈分小作に他の小作料を併せ納入してゐるものが七戸となつてゐる。

かように勞働小作或は刈分小作等の古い型態は漸次近代的な金納小作制に變りつゝあることが判るのであるが普通には封建小作制より定額物納制に移り最後に金納小作制に移行するのが我邦一般の事情であるに拘らず本村の如き後進地で何故にかゝ

下閉伊郡安家村全圖



村落名	部
川 茂 高 江	須
口 井 賀 川	子
名 子	
一 三 一 三	計
三 二	備
一 三 四 五	考
金名部を含む 寅林、年々を含む	

戸平均二五圓餘の「下ゲ金」の外、人夫、刈分小作等の附隨するは其の負擔容易ならざることが想像される。次にこれ等の項目に就いて今少し詳細に觀察して見よう。

五、名子と旦那との關係の内容

名子と旦那の關係は極めて複雑で前記の如く貸與物件が種々異り小作料も又「下ゲ金」「人夫」等の如く千差萬別である。又同一旦那の名子でも同じ條件のものは少ない。然し兩者の關係を大體次の通りに分けて考へることが出来る。

(一) 家、屋敷の貸借關係

(二) 畑、山林、採草地の貸借關係

(三) 名子の「人夫」提供並「下ゲ金」

(四) 牛小作及負債關係

(一) 家、屋敷の貸借關係

家、屋敷の貸與を受けてゐることが名子の最も重要な要件であるが所有權は旦那にあつても事實上は自己のもの同様に使用してゐるを以て家屋税、修繕費等は皆名子の負擔である。家屋敷のみに就いての小作料は前記の如くこれに他の物件が附隨するを以つて算出困難であるが一例として其の小作料を示せば次の通りである。

A 名子		B 名子	
五〇坪	一棟「人夫」	一二五坪	一棟「下ゲ金」
八日	八日	一八圓	一八圓
大崎氏	大崎氏	玉安氏	玉安氏
宅地	家屋	小作料	旦那

家、屋敷の大小の如何に拘らず其の小作料額に甚しく輕重の差のあることが判る。借入家屋は總數四五棟の中大なるものは五〇坪より小なるは一〇坪内外にして宅地の廣さも大は三〇〇坪より小は二〇坪内外に及ぶ。

(二) 畑、山林、採草地の貸借關係

畑、採草地は最も重要な生産手段であるが畑は總數三五〇二反にして全耕地一七五八・〇反の約二〇％に當り全小作地の六六％餘に當つてゐる。

一戸當平均六反六畝餘であるが畑を全然耕作しない名子が三戸、最も大きい面積一町七段を經營する名子二戸あり又刈分小作を伴ふもの八戸にして昨年の刈分率は次の通りで極めて區々である。(反當收穫高は畑作調査参照)

名子	畑及小作料				名子	畑又小作料			
	畑	稗	大豆	麥		畑	稗	大豆	麥
1	三・〇 _反	一〇・〇 _千	一〇・〇 _千	一	一〇・〇 _反	一 _千	一・二 _千	一	
2	四・〇	一〇・〇	五・〇	一〇・〇	一・五	一〇・〇	一〇・〇	一	
3	三・〇	一〇・〇	六・〇	二・〇	一七・〇	四・〇	二・〇	五・〇	
4	七・〇	一・五	三〇・〇	一・三	四・〇	一・五	一	一	
					8				
					7				
					6				
					5				

尙安家村に於ては桑園としての獨立した園地なく畑の周圍に桑樹を栽植して養蠶を行つてゐるのであるが此の桑葉は旦那のもので小作人が自由に採れない。桑葉を樹何本、何圓と見積つて小作人其他に賣却するのであるが其の價格は大正十年頃の高騰價時の價格で見積つてゐる。畑に桑樹の栽植してある關係上畑作物が收量を減ずるは勿論である。又旦那が小作畑に桐を栽植せんとする場合之を拒むを得ない。

山林の借入は總數一四一・〇反、一戸平均二・六反に當るも實際に山林の貸與を受けてゐる名子は一三戸である。昔時は名子

は且那の山林で用材、薪材等の採取は自由なりしが近年に至り交通開け木材の價格騰貴したるにより且那の許可なく自由に伐採すること能はず僅かに枯木、薪材(雜木)等を採取するに過ぎず、薪材は家事用の外牛飼育に必要なものにして一頭當〇、七〇・八間を要す(一間は高さ、巾、各一間奥行三尺)

採草地は名子が牛小作を強制される以上絶対に必要なものである。その總反別は九八三・〇反にして一戸平均約一〇・九反に當る。採草地は平坦地でなく悉く山腹の傾斜地で甚しいものは五〇度以上の勾配のつくものもある。又草の豊富に繁茂する場所と然らざる場所があるが普通牛一頭に對して採草地一〇・〇反を要す、草は飼料及敷藁となし其の厩肥は金肥を施用しない本村では唯一の肥料である。

(三) 名子の「人夫」提供並「下ゲ金」

名子の提供する勞力は「雇ひ」又は「人夫」と稱し玉澤安太郎氏の名子一七戸と他の且那に一戸、計一八戸である。殆んど玉安氏のみと云つてよい。一戸の名子の提供する「人夫」は最高一〇人、最低五人、平均八人が普通で總提供人夫量は一四二人である。玉安氏の分は一三四人である。今此の人夫量と玉安氏の經營とを對照し所謂名子勞働の何物なりやを究明して見よう。この名子勞働を通じて見たる且那と名子の關係はとりも直さず本制度の現存する經濟的意義であり且那の一方的利益確保手段たる所以を窺ふことが出来る。

(イ) 玉安氏の經營

牛一〇頭の飼育と自作畑六段を作付する外厩肥を給與する刈分小作六町歩である。刈分小作は小作人の經營なるを以つて自家の勞力を要せず唯牛一〇頭の飼育と自作畑六反に幾何かの勞働を必要とするのみである。牛は六月一日より九月二十日迄は國有林に放牧し十月、十一月、五月は自宅近傍の採草地へ放牧する。十一月より四月迄(五ヶ月)は完全な舍内飼育である。國有林に放牧する場合は同一國有林に放牧する飼養者の共同雇傭する監視人によつて管理監視するを以つて他人の勞働を必要

としない。又十月、十一月、五月に自宅近傍の採草地に放牧する場合は飼養管理人(後述)及下男の勞働により冬期五ヶ月間の舍内飼育の場合は特別に専門の飼養管理人を一人雇傭するを以て此の期間には牛舎より厩肥の搬出以外の勞働を必要としな。従つて冬期間の飼料、敷藁たるべき野草の刈取り(草刈及草運び)の勞働と大豆と麥の作付收穫に要する勞働が名子に課せられたる主なる勞働である。

(ロ) 「人夫」として計算さるべき勞働

「人夫」一人を一圓と評價する。一圓に評價し得ない勞働は決して「人夫」として計算されない。即假令一人前の男が一日勞働してもそれが仕事の性質として一圓に評價されない勞働であれば「人夫」として計算されない。従つて女、小供の提供する勞働は勿論「人夫」ではない。又一人で一日一圓に評價されない仕事は幾日勞働しても又一日幾人勞働しても(即其の合計では一日一圓になり得るのであるが)之は決して人夫として計算されることがない。かゝる「人夫」として計算されざる勞働は其の勞賃を見積り七月及十一月に「下ゲ金」より差引計算する(七月に「下ゲ金」の一部を支拂ふことになつてゐる)

然らば「人夫」として計算さるべき勞働の種類には如何なるものがあるかと云ふに、

A 畑仕事(耕耘、播種、施肥、收穫、脱穀等)は殆んど一日一圓に評價されない、唯僅かに播種、脱穀の作業が「人夫」として評價される場合もある。

B 草刈、草運びは確實に一日一圓として評價される。

C 牛舎からの厩肥搬出、これは多くの場合五〇錢位に評價されるも降雪等の爲作業に苦痛を伴ふ場合は一日一圓として評價される。

勞働を提供した場合は木綿紙と稱する札に見積賃銀を記入捺印して之を與へる。但し「人夫」として計算さるべき場合には當然一圓と記載さるべきに七〇錢と記入される。草刈草運びの勞働は一日一圓が村内一般の賃銀である。これを尙七〇錢と記

入する理由は不明なり。

(ハ) 「人夫」の決済

毎年十一月に七〇錢と記入された札の枚数が「人夫」の數に達してゐるや否やを調べ若し「人夫」の數に満たない場合は翌年三月迄に其の不足分の「人夫」を提供せねばならないが其の期間は三月迄と限定されてゐる。三月以後は該不足「人夫」は一日一圓に換價され負債として借入金證書を作成し此の負債に對しては月一分五厘の利子を附す。

(ニ) 王安氏の經營に於ける「人夫」となるべき労働量

「人夫」となるべき労働は上述の如く其の大部分が草刈及草運びの労働である。畑仕事は「人夫」として計算されること少なく名子の提供労働とは關係が少ない、これは二人の下男あるを以つて「人夫」を必要としないからだらう。然らば草刈、草運びの労働量如何。

牛一〇頭に對する野乾燥の量は約二萬六千乃至二萬七千把である。(飼料及敷薬)通常一人前の男が一日二〇〇乃至三〇〇把を刈り得るから延二〇〇人位を必要とする。然し二萬乃至二萬二千把は數名の日雇に一〇〇把六圓(飼料)又は五圓(敷薬)に請負せて刈るから結局残りの六千把位を「人夫」によつて補ふことになる。これが延二十八人位である。

草運びの労働は道路近傍のものは馬車にて運搬し遠隔の草刈場のものは一人五〇把位宛背負つて運搬する。最も遠い所で二日三回、近い所で十回平均六回位である。これに約延六〇人の労働を必要とする。

即草刈及草運びに約九〇人内外の労働が名子の労働たり得るのである。然るに牛の所有者にして五月、十月、十一月に王安氏の採草地に放牧するものは牛一頭に付通常一圓乃至一圓五〇錢の放牧料を徴せられるのであるが此の放牧料を現金で仕拂ふ代りに牛一頭に付一日の草刈及草運びの労働を提供する。これが延約二〇〇人である。(元村日蔭は現金で支拂ふが元村日向は出役が普通)更に又「下ゲ金」を現金で支拂ふ代りに草刈、草運びに労働を提供するもの若干ある。

斯くして草刈及草運びの労働のみで名子の提供する「人夫」は總人夫量一三四人の約半ばに達するに過ぎない。従つて假令冬期間の厩肥の搬出、脱穀、播種等の労働を加へても夫は極僅少のものであるから少なくとも「人夫」總量の約四割以上は必ず残らざるを得ない計算になる。

而してこれ等目那の労働提供の要求に對しては必ず一人前の男が出役せねばならないことになつてゐるのであるが草刈、草運びの時期には名子に於いても自家の飼養牛のそれがより更に稗刈、麥の播種等ありて年間を通じて最も多忙を極める時であるから一人前の男は自家の經營に迫はれ常に出役することは困難な事情にあり従つて勢ひ老人、女、小供を出役せしめることになる。(これは「人夫」として計算されないこと上述の通り)かくして少なくとも「人夫」總量の約半數は負債として残らざるを得ないと結論し得る。

(ホ) 目那と名子(一部勞役小作人)との身分的關係

小作料の一部を「人夫」を以て決定する場合は目那は其の仕事が「人夫」として計算さるべき性質であるか否かに拘らず自己の經營に労働を必要とする時は如何なる時にも名子と呼び出すことが出来る。然し名子は自家の都合により之を拒絶することも出来るし又老幼男女如何なる質の労働でも提供することが出来る。従つて目那は名子に對して純粹に身分的な強制力を持ち得ないと云へる。但し債務關係の存在又は小作料を現金にて支拂ひ得ないと云ふ經濟的な諸關係がある爲に個人の自由を束縛する關係が存在すると云へる。

尙家事上の勞務提供は普通の名子にはなく玉澤家の「家來」と稱する一戸の親しい名子が之に當る、又労働提供する名子は概ね目那の居住する元村附近であるが中には四里隔つた坂本に一戸の労働提供する名子がゐる。これは事實上労働の提供は不可能だらう。

「下ゲ金」

「下ゲ金」とは前述の如く金納小作料のことである。名子にして「下ゲ金」のないものは二戸にして他の五一戸の名子は六〇圓より小は五圓に至る「下ゲ金」を納入し其の總額一、三三四圓五〇錢にして平均一戸當り二六圓餘に當つてゐる。「下ゲ金」は専ら牛小作より生じこれを納入し得ない名子は「人夫」を提供し更に尙足らざるは負債となり利子が附くは前述の通りである。尙名子を除く純粹の金納小作農家が本村に一七戸あることを附言しておく。

(四) 牛小作及負債關係

前述の如く「人夫」は必ず残りこれが翌年三月過ぎれば負債となるのであるが此の負債に對しては必ず「仔分」又は「立分」と稱する小作牛頭を小作せしめ犢の生産に従事させる。犢の賣却された場合の名子の取分（販賣犢の價格より産牛畜産組合費を差引いた金額の半分）より負債を償還せしめ又旦那の經營に提供した勞働の見積賃銀を差引いた残りの「下ゲ金」が豫定に満たざる場合も牛小作が強制される。

名子は畜主から平均二百圓近い負債を有してゐるが更に小作料關係以外の負債即主として飯米等の直接的必需品の購入の爲の負債が存在するを普通とするからこの場合に對しても「仔分」牛を小作せしむ（尤もこの場合は名子以外の場合も然りであつて名子制度に特有のものではない）

尙負債がなくとも「下ゲ金」を現金で支拂得ない場合は負債の場合と同様に「仔分」牛一頭を小作せしめその名子の取分より「下ゲ金」を支拂はしむ。之は親の代に借金があり親が死亡し息子の代になつた場合親の死亡と共に一口の證書を作成しこれに對して「仔分」牛一頭を小作せしめ息子の代になつてからの「下ゲ金」をこれより徴收するが如きである。

要するに牛小作は借金に緊縛されてゐる名子及貧農の止むに止まれない屈辱的、被強制的小作であり、反對に畜主側より見れば普通には回收、不可能な貸金及其の利子の採算的、合理的、巧妙な確保手段である。

本村隨一の産業たる仔牛の生産はかゝる觀點より觀察され又對策されなければならない。

第三 刈分小作

一、意義、現勢

刈分小作は普通の小作が豫め納入すべき小作料額を一定してゐるのに反し豫め小作料額を約定することなく收穫物を地主と小作人間に適宜分配する方法である。分配割合は地主の提供する資本の如何によつて多少異なるが一般的には折半するものが多い。従つて刈分小作は年により又豊凶によつて兩者の取分は増減するのが普通である。

換言すれば普通小作は定額小作料なるに反し刈分小作は定率小作料である。

又普通小作にありは收量の減收に際しては小作料の減免が行はるのであるが刈分小作にありては減免の慣行なきを普通とし小作料の滞納を生ずることもない。又小作料に就いて品質の善惡の問題も生じない。

我國に於いては定額小作制が最も普遍的な小作制度であるが本地方では今尙何故にかゝる刈分小作が残存するであらうか、其の理由に就いては次のようなことが述べられてゐる。（農務局本邦刈分小作に關する調査）

(一) 氣候、地勢の自然的條件に恵まれざる地方の冷害、雪害、風水害等の災厄を蒙ること多く従つて年々收穫量を異にするを以つて定額小作制とするは困難である。即小作人は定額制の場合は凶作時に於ても豫め約定の小作料額を納入するを要するからその負擔が過重となり一方地主側に於ても豊凶常ならざる地方にありては小作料減免等の要求に對し一々其の煩に九へず又刈分小作に於いては如何なる凶作時に於いても收穫高の半分は確保出来るから兩者にとつて便宜である。

（安家村に於ける畑作調査の結果凶作の頻度は次のようである。豊作三回、不作四回、凶作三回即十年の中三回の凶作）

(二) 地主側に於て收穫物の稈を必要とする場合は普通定額制では金納或は穀實納なるを以て之を求むるを得ないから刈分小作によらなければならない。本村に於いては牛の飼育が旺んであるからその飼料、敷薬として稈が入用である。

(三) 小作人の知識幼稚にして従来より行はれて来た刈分小作を最上のもと思ひ他の適当な分配方法を考へざることや又農業技術の幼稚な故に一定の收量を擧ぐること能はず従つて定額小作料納入の義務を欲せないこと等が主として本村に於て今日尙刈分小作の行はるゝ理由として考へられる點である。要するに自然的條件の劣悪な事情が農業經營に適せず此の中にあつて地主は小作料を確保せねばならず又一方小作人が無智にして農業技術が著しく遅れてゐる事に歸着するのではなからうか。

刈分小作の現存理由は大体右のようであるが本制度は漸次時代の進運に伴ひ減少しつゝある傾向にあるは否めない。本村に於ける現在の刈分小作面積は僅かに七一・五反にして此の中純粋に刈分小作のみの畑が三二・〇反で他の四九・五反は名子の刈分小作地である。關係小作人は總數一九戸で中八戸は名子である。

刈分小作面積及刈分率 (昭和十二年)

農家	畑	稈	大豆	麥	農家	畑	稈	大豆	麥
1	四・〇反	二〇・〇斗	五・〇斗	斗	8	一・〇反	斗	二・〇斗	斗
2	三・〇	一〇・〇	一〇・〇	斗	9	五・〇	三・〇	斗	四・〇
3	四・〇	一〇・〇	五・〇	斗	10	六・〇	三・〇	斗	一〇・〇
4	二・〇	一・〇	斗	斗	計	三・〇	一〇・〇	斗	二九・〇
5	二・〇	一〇・〇	斗	斗	名子	四九・五	斗	斗	二八・三
6	三・〇	二〇・〇	斗	斗	八戸	四九・五	斗	斗	二八・三
7	二・〇	一・二	六・〇	三・〇	計	七一・五	斗	斗	五三・三
					合				
					計				

二、刈分小作の内容

安家村に於ける刈分小作態様の大略は次の通りである。

小作契約は何づれも口頭にてなし書面にて行ふことなく分配割合等すべて本地方の慣習により契約される。地主の土地以外の提供資本としては肥料(牛の厩肥)のみである。地主が肥料を提供する場合は收穫物の稈の半分は地主之を收得し地主の飼育する牛の飼料に當てる。又小作人に於て種子を飯米として費消せる場合は地主よりこれを借入れてゐる。

耕作に關する地主の干渉として作物の種類を限定して小作さしてゐるが其の種類は稈、粟、豆(大小豆)麥、蕎麥、馬鈴薯の六種である。これは従来畑の輪作型式として次の三者が存したるによりこれ以外の型式を許可しなかつたものと思はる。最も多い型式は二年三作並に二年二作であるが之を圖示すれば次の如くである。



稈の代りに粟を自家に必要な分だけ作付することを得るが他の作物を作り得ない。若しそれ以外の作付を行ふ場合は地主の許可を要する。

稗、粟、蕎麥、豆等の稗は地主が肥料を提供することによつて之を收得出来ることは前記の通りであるが馬鈴薯の場合はその稗を以つて飼料となし得ないから分配の割合が幾分地主側に多くなり馬鈴薯以外に幾何かの豆等が小作人より地主に提供されてゐるようである。

刈取りの場合は小作人より地主に通告することなく又地主が刈取りに立會ふこともない。刈取りたるものは畑に於いて或は「ハゼ」に架けて乾燥し脱粒を行ふ。脱粒後地主に其の旨通告するを以つて地主は自家より枒を所持し來りて地主が秤量し折半するものである。これを「分ヶ作分ヶ」と稱してゐる。脱粒の場所は多くは畑に於て行はるから分配も従つて畑で行はれるのが普通である。刈取りに際しては地主より酒等を振舞ふこともない。

上述の作物はすべて收穫の都度分配されるもので二年二作の場合は二度、二年三作の場合は三度と云ふが如きである。刈分小作は豊凶によつて小作料の減免なきを本質とするものであるが稀には減免を認めることがある。例へば昭和九年の大凶作に際しては地主小作人間に一應半々に分配せる後地主取分の一割乃至二割を減免した如きである。

收穫物の分配の割合は昔より大体に於て折半を原則として現在に至つてゐるが場所によつては稀には分配率に相違がある。即日蔭とか地味肥沃ならず或は交通不便な畑地に於いては地主四分、小作人六分の割合のものもある。然れども刈分小作の刈分率が今後小作人に増加するとは考へられない。

三、刈分小作の長短並趨勢

刈分小作は前述の如く收穫物を地主、小作人で折半するものであるから豊凶による危険負擔の度は兩者同様で不公平がないと云ふことは本慣行の特色であるが然し土地の善悪、交通の良否、豊凶の如何に拘らずすべて一律に折半主義とするは必ずしも本制度の長所とも謂難い、勿論本地方の如く凶作の多い地方で直ちに定額制に變へることは小作人は其の負擔にたへず徒に

苦痛を感ずるのみである。然れども凶作に際しては全國一般に減免の慣行があり凶作による損害を小作人のみで負擔することはないから凶作時に於て減免あることを前提とすれば刈分小作は直ちに他の定額制に變更されても差支へないであらう、それは刈分小作は農業の集約化を妨げ農業生産力を著しく低下さす必然性があるからである。

小作人の農業技術が進歩し又經營投下資本を増し收量を増加しても其の分配に於て一律に半々では小作人は農作に對する熱意を失ふ、されば自己の努力の結果に應じて其れが分配に反映することこそ農業生産力を維持増進さす原動力である。

本村に於ては食糧の自給が不可能であり年々多額の食糧を他より移入してゐるが畑作改善によつて増産を圖り自給化を促すは焦眉の急務である。それには先づ種々の技術的方面もあるが同時にかゝる農業生産力を妨げてゐる分配關係の是正が必要になつて來る。

本村に於いても漸次他地方との交通が便となり又更生計畫等の樹立によつて村民の經濟觀念が高まりつゝあることも想像され又地主側も小作人の製炭、畜産等による現金收入の機會が増加しつゝあるから金納定額制に變更した方が便宜利益を感ずるから漸次刈分小作は減少の傾向にある。然し又其の反面に於いては小作人の無智により又前記の如き減免の行はれることもあり或は従來の慣習も手傳つて現制度の維持を望み、地主側に於ても小作料を確保出来ることや牛の飼育に飼料、敷葉等を要することによつて刈分小作を續けるを便宜とする一半も考へられる。

要するに刈分小作は徐々ではあるが漸次減少の傾向にありとは云へその反面には尙存續する若干の理由も發見出来るのである。

14.24
792

圖書

昭和十四年三月十八日印刷
昭和十四年三月廿五日發行
【非賣品】

製本控

積雪地方農村經濟調查所

印刷者 山形縣山形市旅籠町五四六 坂部 藤太郎
印刷所 山形縣山形市旅籠町五四六 坂部 印刷所

積雪地方農村經濟調查所
既刊報告書目錄

積雪地方農村經濟調查所報告		
報告 番號	名 稱	刊行年月
1	昭和八年度事業成績概要	昭和9年7月
2	積雪地方農山漁村經濟更生計畫及雪害防除に關する協議會要録	11月
3	一迫十縣經濟更生及副業主任官會議録	"
4	積雪地方農家々屋及農村共同作業場設計に關する調査	"
5	積雪の密度及含有物に關する調査	"
6	昭和九年度事業成績概要	昭和10年9月
7	昭和九年積雪調査	"
8	東北地方凶作に關する史的調査	"
9	東北地方農家經濟調査(山形縣最上郡新庄町字中山)	"
10	融雪に關する研究	11月
11	農家負債に關する調査	昭和11年3月
12	現金に關する農家經濟調査(昭和九年度)	"
13	雪害調査要綱	5月
14	昭和十年度事業成績概要	9月
15	昭和十年積雪調査	12月
16	昭和十一年積雪調査	昭和12年3月
17	現金に關する農家經濟調査(昭和十年度)	"
18	昭和十一年度事業成績概要	8月
19	庄内地方米作農村調査	12月
20	昭和十二年積雪調査	昭和13年3月
21	現金に關する農家經濟調査(昭和十一年度)	"
22	昭和十二年度事業成績概要	6月
23	昭和十三年積雪調査	12月
24	畑作山村農家經濟調査(岩手縣下閉伊郡安家村)	"
25	畑作に關する調査 (")	"
26	林産特に製炭事情に關する調査 (")	"
27	産牛經濟に關する調査 (")	昭和14年2月
28	畑作山村貨幣經濟調査 (")	3月
29	小作事情に關する調査 (")	"
雪 調 科 學 報 告		
1	防雪具、除雪具及雪上運搬具に關する調査研究	昭和12年9月
2	積雪視察報告	昭和13年3月
3	融雪に關する研究	"
4	雪に關する文献抄録	昭和14年3月
其 の 他 積雪地方農村經濟調查所概要 積雪地方農村經濟調查所要覽		

14.24
792

製本控
14.24
792
年 月 日
積雪地方農村經濟調查報告 和29号
小作事情に関する調査 (岩手縣下閉伊郡安家村)

備考

積雪地方農村經濟調查所
既刊報告書目録

積雪地方農村經濟調查所報告		
報告 番號	名 稱	刊行年月
1	昭和八年度事業成績概要	昭和9年7月
2	積雪地方農山漁村經濟更生計畫及雪害防除に関する協議會要録	11月
3	一道十縣經濟更生及副業主任官會議録	"
4	積雪地方農家々屋及農村共同作業場設計に関する調査	"
5	積雪の密度及含有物に関する調査	"
6	昭和九年度事業成績概要	昭和10年9月
7	昭和九年積雪調査	"
8	東北地方凶作に関する史的調査	"
9	東北地方農家經濟調査(山形縣最上郡新庄町字中山)	"
10	融雪に関する研究	11月
11	農家負債に関する調査	昭和11年3月
12	現金に関する農家經濟調査(昭和九年度)	"
13	雪害調査要綱	5月
14	昭和十年度事業成績概要	9月
15	昭和十年積雪調査	12月
16	昭和十一年積雪調査	昭和12年3月
17	現金に関する農家經濟調査(昭和十年度)	"
18	昭和十一年度事業成績概要	8月
19	庄内地方米作農村調査	12月
20	昭和十二年積雪調査	昭和13年3月
21	現金に関する農家經濟調査(昭和十一年度)	"
22	昭和十二年度事業成績概要	6月
23	昭和十三年積雪調査	12月
24	知作山村農家經濟調査(岩手縣下閉伊郡安家村)	"
25	知作に関する調査 (")	"
26	林産特に製炭事情に関する調査 (")	"
27	産牛經濟に関する調査 (")	昭和14年2月
28	知作山村貨幣經濟調査 (")	3月
29	小作事情に関する調査 (")	"
雪 調 科 學 報 告		
1	防雪具、除雪具及雪上運搬具に関する調査研究	昭和12年9月
2	積雪視察報告	昭和13年3月
3	融雪に関する研究	"
4	雪に関する文献抄録	昭和14年3月
其 の 他 積雪地方農村經濟調查所概要 積雪地方農村經濟調查所要覽		

14.2
792

終